

(別記様式第1号)

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 計画作成年度 | 令和5年度                  |
| 計画主体   | 津幡町(代表)<br>かほく市<br>内灘町 |

## 河北郡市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 担当部署名   | 津幡町産業建設部産業振興課              |
| 所在地     | 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地          |
| 電話番号    | 076-288-6704               |
| FAX番号   | 076-288-6470               |
| メールアドレス | sangyou@town.tsubata.lg.jp |

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |   |
|------|---|
| 対象鳥獣 | カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ、カモ類、ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ネズミ、アナグマ、スズメ、カモシカ、サル、ニホンジカ |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度   |
| 対象地域 | かほく市、内灘町、津幡町  |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

| 鳥獣の種類                | 被害の現状        |                       |
|----------------------|--------------|-----------------------|
|                      | 品目           | 被害数値                  |
| カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ、スズメ | 果実、野菜、<br>水稲 | 面積 0a、被害金額 0 千円       |
| カモ類                  | 飼料作物、野菜      | 面積 302a、被害金額 2,989 千円 |
| ハクビシン、タヌキ、アナグマ       | 果実、野菜        | 未集計                   |
| ネズミ                  | 果実           | 未集計                   |
| ツキノワグマ               | 果実、林業        | 未集計                   |
| イノシシ                 | 水稲、イモ類       | 面積 395a、被害金額 3,885 千円 |
| ニホンジカ                | 果実 (ウメ)      | 未集計                   |
| サル                   | 果実、野菜        | 未集計                   |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

|  |
|--|
| <p>○カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ、スズメ<br/>郡市全域にわたって、果実、野菜、水稲に被害を与えている。地域によっては集団で行動し、被害が大きい箇所もある。</p> <p>○カモ類<br/>河北潟干拓地の飼料作物及び野菜に被害を与えている。</p> <p>○ハクビシン、タヌキ、アナグマ<br/>郡市全域にわたって、収穫前の果実等に被害を与えている。</p> <p>○ネズミ<br/>河北潟干拓地内を中心に収穫前の果実等に被害を与えている。</p> <p>○ツキノワグマ<br/>令和5年度時点で、表立った被害報告は無いものの、郡市の市街地近郊の里山や平野部等の畑においてもクマの目撃情報が寄せられており、</p> |
|--|

果実に被害を与えている。農家や一般住民への人身被害も心配される。

○イノシシ

豚熱の感染拡大により被害が減少となった時期があったが、郡市の山間部において、収穫前の野菜、稲刈り前の水稻への被害が確認されており、捕獲頭数も増加傾向にあることから、今後は被害が拡大することが予測される。

○ニホンジカ

令和5年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

○サル

令和5年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標               | 現状値（令和5年度）      | 目標値（令和8年度）      |
|------------------|-----------------|-----------------|
| カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ | 0千円             | 0千円             |
| カモ類              | 2,989千円<br>302a | 2,000千円<br>300a |
| ハクビシン、タヌキ、アナグマ   | —               | —               |
| ネズミ              | —               | —               |
| ツキノワグマ           | —               | —               |
| イノシシ             | 3,885千円<br>395a | 3,496千円<br>355a |
| ニホンジカ            | —               | —               |
| サル               | —               | —               |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題                                    |
|---------------|---|---------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組     | 市町と猟友会河北支部が連携し、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施している。<br>また、おとり池・防鳥ネットの設置、夜間パトロール実施、被害防止パンフレットの配布等をしており被害防止に努めている。                                | 捕獲員の育成・確保<br>檻設置等の知識・技術の向上            |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 各地区の要請に応じて、市町と猟友会河北支部が連携し、必要とされる箇所に電気柵を支給。地区が中心となり、耕作期間中に柵を張っている。<br>また、柵の効果的な張り方を指導するため、市町と猟友会河北支部が各地区に赴き、指導、助言を行い、被害防止に努めている。 | 地域に赴く指導者の知識の向上。<br>電気柵等の劣化のための更新の必要性。 |
| 生息環境管理その他の取組  | 各市町で、鳥獣を集落に寄せ付けないための取組を広報誌やホームページで周知してきたほか、集落点検の実施や放任果樹の除去を実施   | 集落や農地周辺の環境整備について、地域ぐるみでの取組を推進する必要がある。 |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

|   |
|---|
| <p>1. カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ<br/>郡市全域にわたって被害が発生している。地域住民からの情報提供をもとに、銃器等による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。</p> <p>2. カモ類<br/>河北潟干拓地の飼料作物、野菜において大きな被害が発生している。</p> |
|---|

これまで、おとり池の設置や夜間パトロール等の対策を講じてきたが、被害は治まっていない。今後とも、有効な防除方法を検討し、被害縮小に向けた取組を行う。

3. ハクビシン、タヌキ、アナグマ

地域住民からの情報提供をもとに、捕獲檻による駆除をし、被害縮小に向けた取組を行う。

4. ネズミ

地域住民からの情報提供をもとに、被害縮小に向けた取組を行う。

5. ツキノワグマ

出没情報の収集・伝達をすみやかに行い、住民の人身被害防止に努めるとともに、クマの生態と被害防止技術の普及啓発を行う。

6. イノシシ

郡市の山間部等においては下草刈り等を行い被害防止に努め、檻及び銃による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。

7. ニホンジカ

郡市の山間部等において、わな、捕獲檻及び銃器による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。

8. サル

地域住民からの情報提供をもとに、対象鳥獣の追い払いを中心とした被害縮小に向けた取組を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲隊により捕獲を実施する。

また、各市町及び猟友会と連携を密にし、捕獲隊員の人材確保、捕獲技術の向上に努めると共に、新たな捕獲の担い手の確保を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に  
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その  
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度          | 対象鳥獣  | 取組内容   |
|-------------|---|--|
| 令和6～<br>8年度 | イノシシ・タヌキ<br>・ハクビシン・ア<br>ライグマ・ニホン<br>ザル・ニホンジカ<br>・ツキノワグマ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の<br>増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置等<br>を進める。<br>また、研修会等を猟友会と連携して行い、<br>生産者の被害防止に対する意識の向上及び<br>狩猟免許取得者の確保育成を進める。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入  
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| ○カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ<br>農作物被害に併せ、街中の生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域、<br>捕獲計画数等を設定する。    |
| ○カモ類<br>被害が著しい河北潟干拓地において、効果的に捕獲を行う。<br>生息状況、被害状況等を勘案し捕獲計画数を設定する。             |
| ○ハクビシン、タヌキ、アナグマ<br>地域住民からの情報提供をもとに、農作物被害の多い地区においては<br>重点的に捕獲を行う。             |
| ○ネズミ<br>地域住民からの情報提供をもとに、農作物被害の多い地区においては<br>重点的に殺鼠剤散布を行う。                     |
| ○ツキノワグマ<br>生息状況や捕獲技術を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。                                      |
| ○イノシシ<br>生息状況調査や捕獲技術の向上に努め、檻及び銃による捕獲を行い、<br>適正な捕獲計画数を定める。イノシシの習性や先進地の被害状況から、 |

水稻の収穫前や冬場の積雪期に重点捕獲期間を設定する。

○ニホンジカ

生息状況調査や捕獲技術の向上に努め、わな、捕獲檻及び銃による捕獲を行い、適正な捕獲計画数を定める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣                 | 捕獲計画数等 |       |       |
|----------------------|--------|-------|-------|
|                      | 令和6年度  | 令和7年度 | 令和8年度 |
| カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ | 450羽   | 450羽  | 450羽  |
| カモ類                  | 200羽   | 200羽  | 200羽  |
| ハクビシン、タヌキ、アナグマ       | 10頭    | 10頭   | 10頭   |
| ツキノワグマ               | 2頭     | 2頭    | 2頭    |
| イノシシ                 | 1600頭  | 1700頭 | 1800頭 |
| ニホンジカ                | 10頭    | 20頭   | 30頭   |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容   |
|--|
| <p><b>カモ類</b><br/>銃器による捕獲 12月～2月と4月、河北潟干拓地及び周辺<br/>カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ<br/>銃器等による捕獲 4月～9月、かほく市、内灘町、津幡町全域<br/>ハクビシン、タヌキ、アナグマ<br/>捕獲檻の設置 4月～10月 かほく市、内灘町、津幡町全域</p> <p><b>ネズミ</b><br/>殺鼠剤の散布 6月～10月 河北潟干拓地内</p> <p><b>ツキノワグマ</b><br/>檻及び銃による捕獲 4月～3月（個体数調整）かほく市、津幡町全域<br/>イノシシ、ニホンジカ<br/>捕獲檻の設置、4月～3月、かほく市、津幡町山間部<br/>わな、捕獲檻及び銃による捕獲 狩猟期間、冬場の積雪期（12月～3月）、かほく市、津幡町山間部</p> |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当無し                        |

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

|              |       |
|--------------|-------|
| 対象地域         | 対象鳥獣  |
| かほく市、内灘町、津幡町 | ニホンジカ |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容                                    |  |  |
|------|---|--|--|
|      | 令和6年度                                   | 令和7年度                                    | 令和8年度                                    |
| イノシシ | かほく市、津幡町<br>地内にて防護柵の<br>設置<br>L=30,000m | かほく市、津幡町<br>地内にて防護柵の<br>設置<br>L=110,000m | かほく市、津幡町<br>地内にて防護柵の<br>設置<br>L=110,000m |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容                                   |  |  |
|------|--|--|--|
|      | 令和5年度                                  | 令和6年度                                  | 令和7年度                                  |
| イノシシ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、被害対策の普及啓発を進 | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、被害対策の普及啓発を進 | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、被害対策の普及啓発を進 |

|  |                                       |                                       |                                       |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|  | めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 | めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 | めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度    | 対象鳥獣  | 取組内容  |
|-------|-------|---|
| 令和5年度 | イノシシ等 | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する現地講習会等を開催する。<br>また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |
| 令和6年度 | イノシシ等 | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する現地講習会等を開催する。<br>また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |
| 令和7年度 | イノシシ等 | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する現地講習会等を開催する。<br>また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

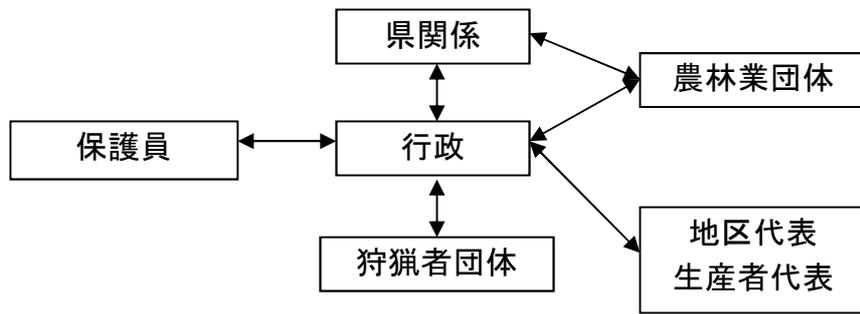
| 関係機関等の名称  | 役割   |
|---|--|
| 地区代表<br>かほく市町会区長会連合会<br>内灘町町会区長会<br>津幡町区長会<br>生産者代表 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置</li> <li>・ 食品残の管理徹底（餌場をつくらない）</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
| 河北潟干拓土地改良区<br>河北潟沿岸土地改良区                             |  |
| 農林業団体<br>JA石川かほく<br>NOSA I石川<br>石川中央支所<br>金沢森林組合河北支所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・ 出沒・ 被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 農地等の保全・ 管理と指導</li> <li>・ 農作物残の処理徹底・ 指導</li> <li>・ 共済保険による鳥獣被害に対する財政的支援（補填）</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> </ul>  |
| 狩猟者団体<br>石川県猟友会河北支部                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・ 出沒・ 被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲</li> <li>・ 捕獲場所、捕獲数等の報告</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の助言・ 指導</li> </ul>  |
| 石川県鳥獣保護員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の保護に関する指導</li> </ul>  |
| 県関係<br>県自然環境課（オブザーバー）<br>県央農林総合事務所<br>津幡農林事務所        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・ 出沒・ 被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及</li> </ul>   |
| 行政<br>かほく市農林水産課<br>内灘町地域産業振興課<br>津幡町産業振興課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・ 出沒・ 被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 被害防止計画の作成と周知</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的・ 財政的支援</li> <li>・ 研修会の開催等による人材の育成</li> <li>・ 被害防止技術等パンフレット作成・ 配布による普及・ 啓発</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の助言・ 指導</li> <li>・ 関係機関の連携・ 調整</li> </ul> |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

電話を基本として相互に連絡を取り、適宜助言を受け、指示を出す。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、山野に放置することなく、捕獲隊長等の指示で適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

該当無し

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称  | 河北郡市有害鳥獣対策協議会   |
|---|---|
| 構成機関の名称   | 役割  |
| 地区代表<br>かほく市町会区長会連合会<br>内灘町町会区長会<br>津幡町区長会<br>生産者代表<br>河北潟干拓土地改良区<br>河北潟沿岸土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置</li> <li>・ 食品残の管理徹底（餌場をつくらない）</li> </ul>  |
| 農林業団体<br>J A 石川かほく<br>N O S A I 石川<br>石川中央支所<br>金沢森林組合河北支所                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 農地等の保全・管理と指導</li> <li>・ 農作物残の処理徹底・指導</li> <li>・ 共済保険による鳥獣被害に対する財政的支援（補填）</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> </ul>   |
| 狩猟者団体<br>石川県猟友会河北支部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲</li> <li>・ 捕獲場所、捕獲数等の報告</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導</li> </ul>  |
| 石川県鳥獣保護員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の保護に関する指導</li> </ul>   |
| 県関係<br>県自然環境課（オブザーバー）<br>県央農林総合事務所<br>津幡農林事務所                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的な支援</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及</li> </ul>  |
| 行政<br>かほく市農林水産課<br>内灘町地域産業振興課<br>津幡町産業振興課                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出沒・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 被害防止計画の作成と周知</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的・財政的支援</li> <li>・ 研修会の開催等による人材の育成</li> <li>・ 被害防止技術等パンフレット作成・配布による普及・啓発</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導</li> <li>・ 関係機関の連携・調整</li> </ul> |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|----|
| -       | -  |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|   |
|---|
| 関係機関と協力し、被害軽減に努める。石川県猟友会河北支部より実施隊を推薦している。<br>津幡町 実施隊構成員 21人 3班体制で構成する。<br>かほく市 実施隊構成員 18人 3班体制で構成する。<br>内灘町 実施隊構成員 26人 4班体制で構成する。 |
|---|

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|   |
|---|
| - |
|---|

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|   |
|---|
| - |
|---|

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。